

所属所長、事務ご担当者 各位：いつもお世話になっております。このたび至急のお知らせが必要と判断し、FAXでの一斉送信とさせていただきました。何卒ご理解のうえ、下記の件につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

福岡県教職員互助会 会員の皆様へ

至急回覧をお願いします

「平成29年7月九州 北部豪雨」による 災害特別貸付のご案内

この度の大雨により被災された皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。

被害を受けられました会員とそのご家族の生活の立て直しのための復旧資金として、臨時に実施します。

300万円まで
年利1.0%（固定金利）

会員とご家族の
生活立て直しのため

まずは当互助会まで
お電話ください

| | |
|----------------|---|
| 用 途 | 7月5日からの大雨により被害を受けられた、会員とそのご家族(2親等まで)の生活立て直しのための復旧資金 |
| 貸付金額 (返済回数) | 30万円(30回)、50万円(50回)、70万円(72回)、100万円(72回)、150万円(72回)、200万円(72回)、250万円(72回)、300万円(72回) *ボーナス併用償還も可能です。 |
| 利 率 | 年利 1. 0 % (月利0.083%) [固定金利] |
| 添付書類 | 市区町村長の【罹災証明書】の写、もしくは、【被災状況証明書】(当会所定の様式) |
| 申込期間 | 平成29年7月24日～平成30年3月21日まで |
| 返済開始 | 平成29年9月～(隨時、給与から控除します) |

申込方法

「災害特別貸付申込書兼借用証書」(互助会ホームページからダウンロードされるか、互助会にお電話ください[TEL:0120-378-007(通話無料)])に必要事項を記入し、上記添付書類と一緒に互助会に送付してください。水曜日までに到着した分を翌週の水曜日に振込みます。

※即時払い(ご来会の上、即日現金受取可)をご希望の方は、事前に当会までご連絡ください。



「災害特別貸付申込書兼借用証書」や添付書類の「被災状況証明書」は、互助会ホームページ【<http://go.jyokai.jp/>】の【新着情報】からダウンロードできます。

*各種貸付のご利用については、返済計画は慎重に、借入れは適正に行ってください。

【災害見舞金】の給付について

会員の方の住居家財(車庫・納屋・塀等は除く)が損害を受けたとき、程度に応じて30万円以内の給付金があります。
くわしくは、互助会ホームページか、下記お問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先：福岡県教職員互助会 納付係 TEL.0120-378-007(通話無料)

災害特別貸付の設定について

平成 29 年 7 月発生の九州北部豪雨災害による被害により、緊急に資金を必要とする会員を支援するため、臨時的に「災害特別貸付」を設定する。

1 災害特別貸付の概要

(1) 貸付限度額

貸付限度額は一口 300 万円までとする。(会員一人一口のみ)

(2) 貸付対象範囲

会員または二親等以内の親族の災害復旧に要する資金

(3) 貸付金の償還額等

別添「災害特別貸付申込書兼借用証書（以下「申込書」という。）」の別表 1 のとおりとする。

(4) 利率

年利 1.00%（月利 0.083%）固定金利とする。

(5) 申込期間

平成 29 年 7 月 24 日から平成 30 年 3 月 21 日までとする。

(6) 申込手続

申込書に所要事項を記載の上、所属所長の証明を得て申込むものとする。

・添付書類

被災の事実を証明することのできる書類（所轄警察署長、消防署長もしくは市区町村長の罹災証明書の写又は被災状況証明書（互助会所定様式））

(7) 受取方法

原則として毎週 1 回の送金払いとする。（水曜日までに到着した分を翌週水曜日に送金）

2 関係書類

(1) 「災害特別貸付規程」

(2) 「災害特別貸付申込書兼借用証書」

(3) 「被災状況証明書」

【運営規則】

(理事会)

第 9 条 理事会は、定款に定めるほか、次の事項を決議する。

(1) 評議員会に提出する議案に関する事項

(2) 定款及び運営規則に基づく、各種規程・細則・内規の制定又は改廃

(3) 事業計画及び収支予算に関する事項

(4) その他、理事長が必要と認めた事項

2 理事長は、前項の決議事項(法定事項を除く。)であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、理事長は、次の理事会に報告し、承認を得なければならない。

【問い合わせ先】

一般財団法人福岡県教職員互助会

事業部 貸付担当

TEL 0120-378-007

一般財団法人福岡県教職員互助会災害特別貸付規程

(平成 29 年 7 月 20 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 7 月発生の九州北部豪雨災害による被害により、緊急に資金（土地および住宅の取得、住宅の増・改築等に関するものを除く。）を必要とする会員に対し、災害復旧資金の貸付けを行い、もって会員の福祉をはかることを目的とする。

(貸付限度額)

第 2 条 貸付金は一口 300 万円までとし、会員は一口のみ借受けることができる。

(貸付金の償還額等)

第 3 条 貸付金の償還額等は、別表 1 のとおりとする。

(利率)

第 4 条 貸付金の利率は、年利 1.00%（固定金利）とする。

(貸付の申込み)

第 5 条 貸付金の申込期間は、平成 29 年 7 月 24 日から平成 30 年 3 月 21 日までとする。

2 貸付金の申込みは、災害特別貸付申込書兼借用証書（以下「申込書」という。）により行う。

3 貸付金を希望する会員は、申込書に所定の事項を記入、押印し、被災の事実を証明することでのきる書類を添付の上、所属長を経て理事長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 6 条 会員より申込書を受理した理事長はすみやかに貸付金を交付しなければならない。

2 前項の貸付金の交付は、借入申込者本人名義の金融機関口座への送金払いとする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めがない事項については、一般財団法人福岡県教職員互助会貸付規程に定めるところによる。

附則

この規程は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。